

市下水道全体計画を見直しました

市下水道全体計画

本市の公共下水道は、河川などの公共用水域の水質保全と住環境の向上を図るため、平成3年度に1,140haを対象に全体計画を策定し、平成5年度に都市計画決定を受けて着手しました。その後、平成12年度には全体計画区域を897.6haに見直し、現在までに194.6haの供用を開始しています。

見直しの趣旨

公共下水道は、水環境保全を図るために必要不可欠な施設ですが、長期の建設期間と多額の費用が必要です。そこで、類似施設である合併処理浄化槽との連携によるなど各地域の状況に見合った計画に見直す必要があります。

また、厳しい経済情勢に加え、人口減少社会に突入したことなどからも現状に合った計画とする必要があります。

見直し内容

今回の見直しでは、厳しい経済状況や、市の経済的負担及び整備期間の長期化などを勘案し、下水道整備区域の縮小を図ることとしました。また、合併処理浄化槽設置整備事業との比較検討を行い、効率的に整備ができるように見直しを行いました(変更計画の概要は下表1を参照してください)。

見直しにあたっては、地域説明会の開

催、市都市計画審議会の答申及び県知事の同意を得て、次の地域を下水道整備区域から合併処理浄化槽整備区域へ変更しました(左表2を参照してください)。詳細については、お問い合わせください。

表1. 変更計画概要

	現行計画	変更計画	差
排水面積 (ha)	896.7	822	△74.7
計画人口 (人)	38,176	25,113	△13,063
計画汚水量 (m ³ /日)	27,716	19,785	△7,931
目標年次	平成22年	平成32年	—

表2. 合併処理浄化槽整備区域へ変更した地域

地区名	変更地域(自治会名)
谷村地区	羽根子
三吉地区	なし
開地地区	下細野、上細野、菅野
東桂地区	鹿留宮下、鹿留沖、鹿留古渡、境
宝地区	全域
禾生地区	なし
盛里地区	馬場第一、馬場第二、久保、神門、曾雌第一、曾雌第二、大平、朝日団地

問合先 水資源活用課 下水道担当

窓口での「本人確認」を実施しています!!

第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出を行う事件や、戸籍・住民票などの各種証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しています。このため、個人情報の保護や不正請求防止のため、窓口に来た方の「本人確認」を実施しています。皆様には、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

本人確認の方法

官公署より交付された写真付きの書類、いずれか1つを提示してください。

○運転免許証 ○旅券 ○写真付き住民基本台帳カード ○身体障害者手帳 ○外国人登録証 など
法令の規定により交付された書類1つと、その他1つを組み合わせ提示してください。

○健康保険被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○後期高齢医療被保険者証 ○各種年金手帳(証書)

○学生証 ○写真無し住民基本台帳カード ○社員証 など

※窓口で本人確認のための質問をさせていただくこともありますので、ご了承ください。

対象となる届け出・証明など

【届け出】

○転入届 ○転出届 ○転居届 ○世帯変更届 ○婚姻届 ○離婚届(協議のもの) ○養子縁組届
○養子離縁届(協議のもの) ○認知届 など

【証明】

○住民票の写し ○住民票記載事項証明書 ○戸籍・除籍の事項証明書及び謄抄本 ○戸籍届書受理証明書
○戸籍届書記載事項証明書 ○身分証明書 ○戸籍の附票の写し ○受理証明書
○外国人登録原票記載事項証明書 など

※偽りその他不正の手段により証明書の交付を受けた者は、法により罰せられます(住民基本台帳法第47条第2項、同法第51条、戸籍法第133条)。

※虚偽の届出をした者は、法により罰せられます(住民基本台帳法第53条第1項、戸籍法第132条)。

問合先 市民生活課 窓口担当

